

CGC2026 改訂と知財・無形資産

— 確定内容の整理と開示実務への影響予測 —

2026 年 7 月 23 日作成

Claude Fable 5

1. エグゼクティブサマリー

2026 年 7 月 21 日、金融庁・東京証券取引所はコーポレートガバナンス・コード（2026 年改訂版）を確定・公表し^[1]、同日、東証はコーポレートガバナンス報告書（以下「CG 報告書」）の新しい記載要領（2026 年 7 月版）を公表した^[7]。

知財・無形資産の観点で本改訂を一言で要約すれば、「知財は『開示項目』から『取締役会の経営責務』へ格上げされた」ということになる。旧補充原則 3-1③が担っていた「人的資本・知的財産への投資等の開示」という明示的なコンプライ・オア・エクスプレイン（以下「CoE」）項目は、補充原則の全廃に伴い消滅した。しかしその実質は消えたのではなく、新原則 4-1（取締役会の役割・責務）における「成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等）」の説明責務、新原則 4-2 の取締役会による経営資源配分の監督責務、および原則 4-1 の解釈指針（知財の創出・取得・強化・保護・収益化への戦略的取組み）へと再配置された^[2]。

この結果、知財開示は「サステナビリティ開示の一部」という位置づけから、「資本コスト・資本効率・経営資源配分と一体の成長戦略説明」という位置づけへ移行する。CG 報告書・有価証券報告書・統合報告書の三媒体の役割分担も再設計され、企業の開示実務は 2027 年 7 月末の新様式 CG 報告書提出期限に向けて大きく変わることになる^[6,9]。

2. CGC2026 改訂の確定内容（全体像）

確定までの経緯は、2026 年 4 月 10 日に改訂案公表・パブリックコメント開始（～5 月 15 日、147 の個人・団体から意見）、7 月 21 日に確定版公表、というものである^[1,5]。改訂の狙いは「成長投資の促進に向けた」ガバナンス強化、とりわけ取締役会の機能強化に置かれている^[1,3]。

構造面の変更が最も大きい。基本原則は 5 から 4 へ（旧第 5 章「株主との対話」は他章へ統合）、原則は 31 から 26 へ整理され、47 の補充原則はすべて廃止された（項目数ベースで 83→30）^[10]。

CoE の対象は基本原則・原則に限定され、廃止された補充原則の実務的内容は、新設の「解釈指針」(CoE 対象外の参考指針)に移された^[3,10]。東証はパブリックコメント回答で「改訂によって CoE の対象から外れた記載や削除された記載について、その重要性が失われたと考えることは適切ではない」と明言しており^[4]、スリム化は開示負担の軽減ではなく、形式的・ひな型的対応の一掃(コードの実質化)を狙ったものである^[3,4]。

適用スケジュールは、上場会社は遅くとも 2027 年 7 月末日までに改訂コードに基づく CG 報告書を提出する必要がある(準備ができ次第の早期対応が期待される)^[3,6]。

3. 知財・無形資産関連の新旧対応

知財・無形資産に関する新旧コードの対応関係は下表のとおりである^[2,9]。

旧コード (2021 年版)	新コード (2026 年改訂版)	性質の変化
補充原則 3-1③: 人的資本・知的財産への投資等について、経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報開示・提供すべき (CoE 開示項目)	廃止。サステナビリティ開示部分は有価証券報告書等の制度開示 (SSBJ 基準含む) へ委ね、人的資本・知財投資の説明は新原則 4-1 系へ再配置	明示的な「開示原則」としては消滅。ただし重要性は不変 (東証パブコメ回答)
旧原則 5-2・同 5-2①: 経営戦略・経営計画の策定・公表 (資本コスト、事業ポートフォリオ、設備投資・研究開発投資・人的資本投資等の経営資源配分の説明)	新原則 4-1: 取締役会は戦略的方向付けを主要な責務とし、経営戦略・経営計画の策定・公表に当たり、資本コストを踏まえた収益計画・資本政策の基本方針、収益力・資本効率等の目標を提示し、その実現のため「成長投資 (設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等) や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのか」を説明すべき	株主との対話の章から取締役会の責務の中核へ移動。「知的財産」がコード原則本文に「成長投資」の構成要素として明記
補充原則 4-2②: 取締役会は人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、経営資源の配分等を実効的に監督すべき	新原則 4-2 (および解釈指針): 経営資源の配分が経営戦略・経営計画に照らし適切かを取締役会が不断に検証・実効的に監督	補充原則から原則レベルの監督責務へ実質格上げ
(明文なし)	原則 4-1 の解釈指針: 「知的財産等の無形資産への投資については、競争力や企業価値向上の源泉であることを踏まえ、その創出・取得・強化・保護・収益化に戦略的に取り組むべき」	知財マネジメントのライフサイクル全体への言及は新規。知財・無形資産ガバナンスガイドラインの考え方をコード側に吸

旧コード（2021 年版）	新コード（2026 年改訂版）	性質の変化
		収

このほか、基本原則 2 の解釈指針に「人的資本への投資等や適切な分配」が、原則 4-5 にサステナビリティへの取締役会の主体的取組みが位置づけられている^[2]。

4. CG 報告書の新様式・記載要領（2026 年 7 月 21 日公表）のポイント

東証が公表した「コーポレートガバナンス報告書の更新について」^[6]および記載要領（2026 年 7 月版）^[7]によれば、コード対応部分の記載欄は次の二本立てに再編される。

第一に「コードの各原則を実施しない理由」欄である。エクスプレインする場合、原則の項番を具体的に特定したうえで理由を記載する^[6,7]。

第二に「コードの各原則に関する取組み」欄である。①各原則に関する取組み（原則の実施状況、実施する場合の具体的な取組み、実施していると評価する理由等）の任意開示、および②特定事項の開示を求める原則（新原則 3-1 等）への対応を記載する。新原則 4-1 はこの欄の対象であり、記載要領は記載例として、「具体的な取組内容として、収益計画や資本政策の基本的な方針、収益力・資本効率等に関する目標、成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等）や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分等の説明を記載することが考えられます」と示している^[7]。

さらに、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」（2023 年 3 月 31 日公表）に基づく開示を行っている場合は、当該説明を同対応の欄に記載することも許容されている^[7]。つまり東証は、知財・無形資産への投資説明を「資本コスト経営」の開示枠組みと一体運用できる設計を明示的に採ったことになる。

形式面では、単に「実施しています」と記す従来型のひな型対応では足りず、自社の戦略・状況に応じた説明が求められるため、原則 1 件当たりの説明密度は上がる^[10]。他方、有価証券報告書等の既存開示の参照（記載箇所の特定・URL 参照）も認められており、媒体間の相互参照を前提とした運用となる^[6]。

5. 推測①：CGC2026 で「知財」はどう変わるか

第一に、知財のボードアジェンダ化である。旧コードでは知財は「情報開示の充実」（第 3 章）の文脈で語られていたが、新コードでは取締役会の役割・責務（原則 4-1）と監督（原則 4-2）の文脈に置かれた^[2]。取締役会は知財投資を「開示すべき情報」としてではなく、「資本コストを上回るリターンを生む成長投資として何を実行するのか」を自ら決定・説明・検証する対象として扱うことになる。取締役会での知財・無形資産の議論頻度、スキルマトリックスにおける知財・技術戦略の位置づけ、知財担当役員（CIPO 等）の設置は増加すると推測される。

第二に、知財と資本市場言語の接続である。新原則 4-1 は知財投資を収益計画・資本政策・資本効率目標とワンセットで説明する構造にしたため、知財投資は「特許件数」ではなく、ROIC や事業ポートフォリオ戦略との因果関係（投資額→競争優位→収益力）で語ることが事実上の標準となる。内閣府の知財投資・活用戦略検討会でも「因果パス」の可視化・数値化が論点となっており、知財・無形資産ガバナンスガイドラインの改訂（2026 年度に検討、2027 年 3 月頃に改訂案の方向）がこれを補完するとみられる^[8]。

第三に、CoE 上の明示的知財開示項目の消滅と、実質的説明期待の強化の併存である。補充原則 3-1③の廃止により「知財開示をしない理由の説明」を形式的に迫る仕掛けはなくなったが、東証は重要性が失われたわけではないと明言し^[4]、記載要領に知財を含む記載例を置いた^[7]。機関投資家・議決権行使助言会社は今後、コードの条文ではなくエンゲージメント（対話）と CG 報告書の記載内容の質で知財説明を求める方向に移る。開示の巧拙の企業間格差は、形式要件があった時期よりむしろ拡大する可能性がある。

6. 推測②：三つの開示媒体はどう変わるか

三媒体の役割の変化の見取り図は下表のとおりである^[6,7,9]。

媒体	従来の役割	CGC2026 後の変化（予測）
CG 報告書	コード対応のコンプライアンス表明が中心	原則 4-1 の下で、資本政策・成長投資（知財含む）・事業ポートフォリオを「自社の言葉」で説明する戦略文書へ。「資本コスト経営」欄との一体化、有報・統合報告書への URL 参照のハブ化
有価証券報告書	制度開示の中核。2023 年からサステナ・人的資本開示を収容	サステナビリティ関連（気候・人的資本）の「マスター媒体」化が加速。SSBJ 基準の段階適用（プライム大手から 2027 年 3 月期以降の方向）と株主総会前開示の推奨で重要性が一段と上昇。知財は記述

媒体	従来の役割	CGC2026 後の変化（予測）
		情報（経営方針・経営環境、サステナ欄、研究開発活動）での説明が充実
統合報告書	任意の価値創造ストーリー	知財・無形資産ストーリーの実質的な主戦場に。 CG 報告書・有報から参照される「詳細説明の受け皿」として機能

（１）CG 報告書

最も直接的に変わる。2026 年後半から 2027 年 7 月末にかけて全上場会社（プライム・スタンダード）が新様式へ移行する過程で、原則 4-1 欄に「経営戦略—資本コスト—収益力・資本効率目標—成長投資（設備・研究開発・人的資本・知財）—事業ポートフォリオ」を一連のストーリーとして記載する実務が標準化すると予測する^[6,7]。既に多くのプライム企業が開示している「資本コストや株価を意識した経営」の記載と統合され、知財投資がキャッシュアロケーション（成長投資枠）の内訳として語られるようになる。逆に、旧補充原則 3-1③対応で書かれていた定型的な「知財投資の開示」パラグラフ（ひな型文）は淘汰される。

（２）有価証券報告書

CGC 改訂自体は有報の法定記載事項を直接変えないが、三つの経路で影響が及ぶ。第一に、旧補充原則 3-1③のサステナビリティ開示が「有報と重複」を理由に削除されたことで^[4]、サステナ・人的資本の定量開示は有報が正本となり、SSBJ 基準適用（2027 年 3 月期以降、時価総額の大きいプライム企業から段階適用の方向）でその傾向が確定する^[9]。第二に、新コードが有報の株主総会前開示を推奨したため^[11]、有報の作成前倒し・総会資料との一体運用が進む。第三に、知財は有報の法定項目にはならないものの、CG 報告書・統合報告書との整合性確保の必要から、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」や「研究開発活動」における無形資産投資の戦略的記述（投資額、重点領域、事業戦略との対応）が充実していくと推測する。金融庁の記述情報の好事例集でも知財・無形資産の取り上げが増えるだろう。

（３）統合報告書

制度上の位置づけは変わらないが、実務上の重要性はむしろ高まる。CG 報告書は様式上の制約があり、有報は制度開示としての厳格性が求められるため、知財・無形資産の価値創造ストーリー（因果パス、KPI、ビジネスモデルとの結合）を厚く語れるのは統合報告書である。原則 4-1・4-2

対応の「詳細はこちら」参照先として、CG 報告書から統合報告書へのリンク構造が一般化する。知財ガバナンスガイドラインの改訂（因果パスの可視化・数値化、事業ポートフォリオ評価への知財の組み込み、撤退・M&A・新規投資への活用が論点）が、統合報告書の知財セクションの事実上のフォーマットになっていくと予測する^[8]。

7. 実務対応への示唆

2027 年 7 月末の新様式提出期限から逆算すると、2026 年度下期から 2027 年度上期が対応の山場となる。優先度が高いのは、第一に原則 4-1 欄の記載設計（資本コスト経営開示と知財・無形資産投資の説明を統合したストーリーの構築）、第二に取締役会の監督プロセスの整備（知財投資を含む経営資源配分の「不断の検証」を実証できる年間アジェンダ・KPI の設定。原則 4-2 対応）、第三に三媒体の役割分担とマスター情報の特定（どの媒体を正本とし、どこから参照するか的设计）、第四に知財・無形資産ガバナンスガイドライン改訂（2027 年 3 月頃の方角）のモニタリング、である^[8]。

なお、補充原則の廃止により「書かなくても指摘されにくくなった」と受け止めて知財説明を後退させることは、東証のパブリックコメント回答の趣旨（重要性は不変）に反するうえ^[4]、投資家との対話で不利に働くリスクが大きい点に留意が必要である。

8. 留意事項

本レポートのうち第 5 節から第 7 節は、現時点の公表情報に基づく推測を含む。また、東証の記載要領（2026 年 7 月版）PDF は全文の機械取得が一部制約されたため、同資料の引用部分は依頼者ご提供の抜粋および 2026 年 4 月 10 日公表の「コーポレートガバナンス報告書の更新について」（別紙 3）に依拠している。SSBJ 基準の適用時期・対象範囲は今後の内閣府令改正で確定するため、最新の金融庁公表資料の確認を推奨する。

参考文献

[1] 金融庁「コーポレートガバナンス・コード（2026 年改訂版）の確定について」2026 年 7 月 21 日。
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721.html>

[2] 金融庁・東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード（2026 年改訂版）」本文および「改訂前からの変更点」2026 年 7 月 21 日。<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/01.pdf> / 同 02.pdf

[3] 金融庁・東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コードの改訂の趣旨説明」および「改訂の概要」2026 年

7月21日。<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/03.pdf> / 同 04.pdf

- [4] 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関するパブリック・コメントの結果（意見の概要と考え方）」2026年7月21日。<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/06.pdf>
- [5] 日本取引所グループ「コーポレートガバナンス・コードの改訂について（パブリック・コメント）」2026年4月10日。<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20260410-01.html>
- [6] 東京証券取引所「コーポレートガバナンス報告書の更新について」（別紙3）。<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/t13vrt000000sodn-att/t13vrt000000xny7.pdf>
- [7] 東京証券取引所「コーポレート・ガバナンスに関する報告書記載要領（2026年7月版）」2026年7月21日。
<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008j85-att/mklp77000000372l.pdf>
- [8] 内閣府知的財産戦略推進事務局「事務局説明資料」（知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会）2026年1月30日。
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/dai27/shiryo3.pdf
- [9] 東京海上ディーアール「コーポレートガバナンス・コード改訂とサステナビリティ開示の再設計」（リスクマネジメント最前線）。<https://www.tokio-dr.jp/publication/report/riskmanagement/riskmanagement-415.html>
- [10] IPO ナビ「【2026年改訂】コーポレートガバナンス・コード改訂の解説—原則83から30へと削減」。
<https://ipo-navi.jp/column/cgcode-2026-kaitei>
- [11] PwC Japan グループ「コーポレートガバナンス・コード改訂案の概要」2026年5月27日。
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20260527-3.html>